

## 将来の資金づくりに最適 知らず知らずに貯まります。

### 積立金および利息

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金となり、一年定期預金利息が加算されます。

例) 被保険者が加入時40歳の男性の場合—(1口)(年間保険料:平成25年4月現在)

掛金/月額2,000円×12ヶ月一年払保険料/3,552円一年間経費/1,200円=19,248円(年間貯蓄積立金)

### 前納報奨金

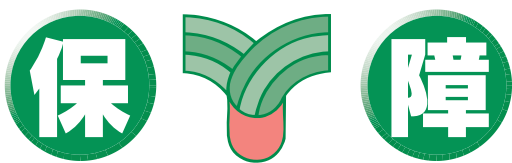
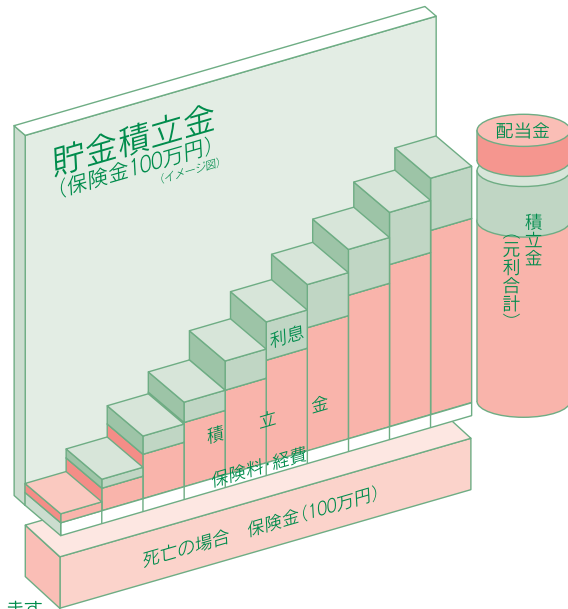
1年分の掛金を前納すると、1口あたり720円の割り戻しがあります。

### 積立金の払い戻し

満期/満期時には、10年間の貯蓄積立金(元利合計)と配当金を加入者へお返しします。

中途解約/中途の解約が可能です。その際にはそれまでの貯蓄積立金(元利合計)と配当金を加入者へお返しします。

保険の保障は契約応答日の前日まで有効です。



## 集団扱いによる割安な保険料で保障が 得られ、生活の安定に役立ちます。

### 保険の種類

集団契約特約付勤労保険(引受会社/ジブラルタ生命保険株式会社)

### 被保険者(保険の対象となる人)

商工会の会員及びその家族・従業員で、年齢6歳から65歳までの健康な方。

### 保険料・保険金

1口あたりの保険料、保険金(死亡または高度障害)は年齢、性別等によって異なります。

### 契約の失効

掛金を中断し払込みがない場合は失効になります。

### 契約日

加入後掛金はその月の月末までに連合会に入金したもので、保険会社で、不適当と認められる場合を除き、翌月1日を契約日とします。ただし面接、診査の場合、面接、診査が完了しないと承諾されません。

### 保険責任開始日

保険の保障は、被保険者の告知と加入者の第1回共済掛金の商工会への払い込みが完了した日から開始します。

#### 加入例(1口あたり)

加入時 年齢	年間保険料		保険金
	男性	女性	
20歳	1,548円	1,068円	100万円
30歳	2,076円	1,572円	100万円
40歳	3,552円	2,532円	60万円
50歳	7,096円	4,128円	30万円
60歳	14,859円	6,993円	25万円

(平成25年4月現在)

### 加入申込手続と診査

加入申込書が必要です。手続は商工会で行います。ただし、加入申込の告知事項が事実と相違すると保険加入の拒否や保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。また、加入口数と年齢の関係で、面接または医師の診査が必要となることがあります。

### 生前給付特約

生きている間に保険金を受け取ることができます。

生前給付特約を付加することにより、被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき、生前給付特約による保険金を被保険者にお支払いします。

### 保険金が支払われない場合

つぎの場合には、保険金は支払われません。

- (イ) 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合。
- (ロ) 契約者が故意に被保険者を死亡させた場合。
- (ハ) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合。
- (ニ) 被保険者が戦争その他の変乱で死亡、または廃疾状態になった場合。
- (ホ) 加入時等における告知違反があった場合。

※上記とは別にお支払できない場合があります。

### その他

保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取扱いが一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解約控除の実施等の契約内容の変更が行われる場合があります。

1口当り 保険金	加入時年齢	加入口数															契約限度額
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
100万円	6歳～34歳	1,500															1,500万円
60万円	35歳～44歳	900															900万円
30万円	45歳～54歳	450															450万円
25万円	55歳～65歳	300												75			375万円

告知扱

診査医扱

※診査標準の適用にあたっては、2年以内の全商工会契約を過算いたします。(万が一、他県に加入分があれば、それも過算されます。)

※面接士扱、診査医扱の場合は連合会経由でジブラルタ生命佐賀支店にご連絡下さい。

※被保険者が15歳未満の場合、加入できる契約限度額は、1,000万円までです。

(商工貯蓄共済以外の他の生命・損害保険等も過算します)

### 融資限度額および融資期間

	〔融資限度額〕	〔融資期間〕
①運転資金	1,000万円	3年以内(据置3カ月以内)
②設備資金	1,000万円	5年以内(据置6カ月以内)
③消費資金	200万円	3年以内

但し、融資限度額は積立金の3倍以内。運転資金、設備資金、消費資金を合わせた限度額は、1,000万円以内とする。又、消費資金は1世帯1債務者とします。

### 融資利率(固定金利・平成25年2月現在)

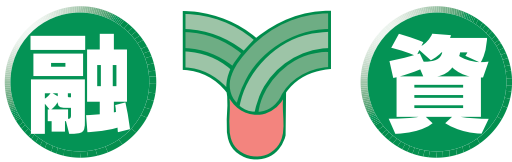
- ①積立金の範囲内 年利1.0%(1年内) 年利1.25%(1年超)
- ②積立金を超えるもの 年利1.75%(但し、保証協会保証付の場合 年利1.25%)

### 返済方法

証書貸付とし月賦・分割返済を原則とします。(一括返済の方法もあります。)

### 保証人など

保証人は第三者1名を含み2名以上とし、また、金融機関が必要と認めた場合には、信用保証協会の保証、担保等が必要となります。ただし、積立金範囲内の場合、原則として保証人は不要。



## 商工会であっせんします。

### あっせんの対象

貯蓄共済に加入し、12カ月以上正常な掛金継続を行ない、かつ借入金の返済も確実に認められた者。事業資金は、事業主(法人)があっせんの対象になります。但し家族及び従業員の加入口数も加算して融資を受けることができます。(但し、従業員が申込み場合消費資金のみとなります。)

### 融資の手続

融資あっせんを受けようとするときは所定の融資あっせん申込書に必要事項を記入され、商工会へ提出してください。

### 資金の使途

運転資金、設備資金、消費資金

※詳しくは、地元商工会または佐賀県商工会連合会におたずねください。